

## 長野工業高等専門学校ダイバーシティ推進室規則

制 定 令和2年4月1日

最終改正 令和7年12月25日

### (趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、本校ダイバーシティ推進室（以下「室」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (業務)

第2条 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育活動全般を通じたダイバーシティの推進に関する事。
- 二 ライフステージに応じた教職員に対する労働環境支援の実施に関する事。
- 三 ダイバーシティの意識啓発に関する事。
- 四 所掌する業務の自己点検・評価に関する事。
- 五 その他ダイバーシティの推進に関する事。

### (組織)

第3条 室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 室長
  - 二 各系及びリベラルアーツ教育院教員 各1名
  - 三 校長が必要と認める者
  - 四 事務部から推薦された者 1名
  - 五 技術支援部から推薦された者 1名
- 2 前項第二号に規定する室員は、校長が指名する。
- 3 室長は、前項第二号の室員を兼ねることができる。

### (任期)

第4条 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号から第五号に規定する室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (室長及び会議の招集等)

第5条 室に室長を置き、本校教員の教授又は准教授の中から、校長が指名する。

- 2 室長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長に事故あるときは、あらかじめ室長が指名した室員がその職務を代行する。
- 4 室員は、室長を補佐し、室の業務に従事する。

(室員以外の者の出席)

第6条 室長は、必要あると認めるときは、会議に第3条に規定する室員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 室の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 室の業務及び運営に関し、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、室の業務及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日 一部改正）

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和7年5月29日 一部改正）

この規則は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月9日 一部改正）

この規則は、令和7年12月9日から施行する。

附 則（令和7年12月25日 全部改正）

この規則は、令和7年12月25日から施行する。